

第1 業務概要

1 業務名 令和2年度（仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設工事基本設計委託業務

2 計画施設の概要

- (1) 施設名称 (仮称) 仁木町子育て支援拠点施設
- (2) 建設敷地 余市郡仁木町西町1丁目46番地、47番地1、48番地2、49番地2
- (3) 施設用途 保育所、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点及び小型児童館の複合施設
建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添二による類型十一（福祉・厚生施設）の第1類とする。

3 設計と条件、

- (1) 敷地の条件
 - ア 敷地面積 9,158 m²
 - イ 都市計画区域 無指定（全区域）
 - ウ 用途地域等 無指定（全区域）
 - エ 防火地域等 無指定（全区域）
 - オ 周辺道路 北側：国道5号、西側：町道西壮3号線、南側：町道西壮2号線
- (2) 計画施設の条件
 - ア 施設の延べ面積 1,700 m²程度
 - イ 構造・階数 本業務における検討結果にて決定する。
 - ウ 設備概要 電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等
- (3) 事業費等
 - ア 事業費
全体建設費990,000,000円以内（消費税及地方消費税を含む。外構工事含む。）
 - イ 事業スケジュール
 - 基本設計 令和2年度
 - 実施設計 令和3年度
 - 建設工事 令和4年度
 - 供用開始 令和5年4月予定
 - 外構工事、付帯施設整備 令和5年度
- (4) 業務期間
契約締結日から令和3年3月19日まで
- (5) 設計と条件の資料
 - ア (仮称) 仁木町子育て支援拠点施設整備構想

- イ 地籍図
- ウ 道路台帳図
- エ 近隣地質調査資料

第2 業務仕様

1 仕様書の適用

仕様書は、受託者が本業務を履行するために必要な事項を定めるものとし、仕様書に記載されていない事項は、北海道の定める建築設計業務委託共通仕様書に準じるものとする。

2 管理技術者等の資格要件

(1) 管理技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士とし、児童福祉施設等の設計について知識と経験を有する者とする。

(2) 主任技術者

建築（総合）及び建築（構造）分野の主任技術者は、一級建築士とし、児童福祉施設等の設計について知識と経験を有する者とする。

3 業務の履行体制

受託者は、本業務におけるプロポーザルの参加表明書に記載した管理技術者及び各主任技術者を配置すること。また、本業務におけるプロポーザルの提案書により提案された業務への取組体制により業務を履行すること。

4 設計業務の範囲

- (1) 建築（総合）基本設計
- (2) 建築（構造）基本設計
- (3) 電気設備基本設計（通信設備含む）
- (4) 機械設備基本設計
- (5) 外構工事基本設計
- (6) 工事費概算
- (7) 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務
- (8) 概略工事行程表の作成
- (9) パースの作成
 - ア 外観図 A2 1枚（アルミニウム製額含む）
 - イ 内観図 A2 1枚（アルミニウム製額含む）

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 本業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行うこと。

イ 管理技術者は、建築、構造、外構、機械設備、電気設備について、図面及び工事内訳書等の整合性を確認のうえ、本業務の成果品を提出すること。

ウ 本業務の実施に当たり、次の担当主任技術者を配置すること。配置にあたって、複数の主任技術者を兼任することはできない。ただし、管理技術者は主任技術者を兼任することができる。

(ア) 建築（総合）主任技術者

(イ) 建築（構造）主任技術者

(ウ) 電気設備主任技術者

(エ) 機械設備主任技術者

(オ) 外構工事主任技術者

エ その他

建築士法第3条第1項に規定する建築物のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するものの構造設計にあたっては、構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。

オ 電子納品

本業務の成果品を電子データとして納品すること。

(2) 特記事項

ア 本業務は、仁木町の定めた「(仮称)仁木町子育て支援拠点施設整備構想」(以下「整備構想」という。)を基本として実施すること。

イ 本業務の実施にあたっては、にき保育園及び地域子育て支援拠点おおきな木を運営する社会福祉法人よいち福祉会や仁木放課後児童クラブを運営する仁木町社会福祉協議会等の関係機関や地域住民の要望を正確に把握し、十分に取り入れたうえで行うこととし、設計内容は、関係機関や地域住民の要望に対応したものとすること。また、要望確認のための会議や話し合いは仁木町が主催するが、これに出席し、要望の聞き取り、技術的助言及び会議記録の作成を行うこと。

ウ 必要諸室の設定

- ・整備構想で記載の諸室等について、社会福祉法人よいち福祉会及び仁木町社会福祉協議会の要望を把握したうえで精査する。
- ・利用人員、主要機器、室の使い方、1人当たりの必要面積、類似及び同施設の状況等を検討し、諸室及び使用部分の面積を検討する。

エ ゾーニング及びブロックプランの検討

- ・事業内容の特性に応じてゾーニング（部門分け）を行い、諸室をグルーピングし、規模や相互の動線（関連性）を考慮しながら、ブロックプランを策定する。
- ・各室の階高等を総合的に検討し、概略の平面計画及び断面計画を検討する。

オ 規模及び構造・階数の設定

- ・上記ウ、エについて総合的に判断し、平面計画から共用部分を含む建物規模及び構造・階数を設定する。

カ 土地利用計画・配置計画

- ・ブロックプランを基に、建築物の配置、駐車場、園庭（保育所用・放課後児童クラ

ブ用)、家庭菜園、倉庫、緑地など土地利用計画(配置計画)の検討を行う。

- ・造成高さ、盛り土量、法面保護、排水設備等を検討し、関係法令に基づき、敷地造成計画を作成する。

キ 防災計画

- ・施設の用途、規模に対応した防災設備や災害時の予備電源等について検討を行う。
- ・ファイアーレーン(消防車の寄付き)の確保等の条件を整理する。

ク 駐車スペースや台数の検討

- ・業務上必要な駐車スペース、職員や施設利用者の駐車需要や交通機関、敷地条件、関係法令等を勘案し、計画駐車台数を精査する。

ケ 施工計画

- ・敷地条件等を勘案し、工事用進入路、仮設計画等の課題について整理する。

コ 熱源のイニシャルコスト、ランニングコスト比較検討

- ・建物の冷暖房、照明、調理機器等について、熱源のイニシャルコスト、ランニングコストを比較検討する。

サ 再生可能エネルギーの利活用についての検討や、建物が周辺環境に与える影響も考慮する。

シ 整備スケジュールの検討

- ・法的手続きに必要な申請・期間及び費用、整備スケジュール(予算化時期、交付金申請時期等を含む)を検討する。

ス 調理機器の選定

- ・必要な調理機器、能力及び機能の検討・整理。

セ 周辺環境への影響に対する検討

- ・周辺環境、交通状況、既存施設を考慮した施設の配置及び建設計画を検討する。
- ・施設供用開始に伴う交通量の変化による隣接町道への影響を推測し、交通安全上、必要な対策を検討する。

ソ 概算工事費の算出

- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事の合計概算工事費は、990,000,000円(税込)以内とする。
- ・建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事に別けて概算工事費を算出する。
- ・杭長等工事費概算に係る検討を行う。

タ 議会関係に提出する資料等の作成

- ・基本設計図書のダイジェスト版の作成

(3) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行うこととし、内容については、速やかにその都度、受託者が書面(打合せ記録簿)に記録し、業務担当員の確認を受けること。

ア 業務着手時及び成果品納品時

イ 定例打合せ(2週間に1回程度とし、業務着手時に協議すること。)

ウ 業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時

(4) 適用基準

本業務において、設計図書や関係法令に定めのない場合は、国土交通省官房官庁営繕部又は北海道監修の仕様書及び基準等を適用するものとする。

6 設計対象項目

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築総合	・仕様概要書	業務担当員と協議し確認すること	
	・仕上表		
	・面積表及び求積図		
	・敷地案内図		
	・配置図		
	・平面図（各階）		
	・断面図		
	・立面図（各面）		
	・矩計図（主要部詳細）		
	・日影図		
	・外構図		
	・設計説明書		
	・工事費概算書		
・各種技術資料			
建築構造	・基本構造計画案	同上	
	・構造計画概要書		
	・構造仕様概要書		
	・工事費概算書		
	・各種技術資料		
電気設備	・電気設備計画概要書	同上	
	・仕様概要書		
	・工事費概算書		
	・各種技術資料		
機械設備	・空調調和設備計画概要書	同上	
	・給排水衛生設備計画概要書		
	・昇降機設備計画概要書		
	・仕様概要書		
	・工事費概算書		
	・各種技術資料		
外構工事	・外構基本設計		
	・概略工事工程表の作成		
	・透視図の作成		

7 成果品及び提出部数

成果品等	サイズ	提出部数		摘要	
		原図	製本		
建築総合	・ 建築（総合）設計図	A 3	1 部	3 部	
	・ 外構設計図	A 3	1 部	3 部	
	・ 基本設計説明書	A 3	1 部	3 部	概略工事工程表を含む
	・ 工事費概算書	A 3	1 部	3 部	
建築構造	・ 基本構造計画案	A 3	1 部	3 部	
	・ 構造計画概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 構造仕様概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 工事費概算書	A 3	1 部	3 部	
電気設備	・ 電気設備計画概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 仕様概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 工事費概算書	A 3	1 部	3 部	
機械設備	・ 空気調和設備計画概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 給排水衛生設備計画概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 昇降機設備計画概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 仕様概要書	A 3	1 部	3 部	
	・ 工事費概算書	A 3	1 部	3 部	
その他	・ 内観、外観の各透視図（PDF及びJPG形式のデータを含む）	A 2	各 1 部	—	
	・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 4	各 1 部	—	
	・ 打合せ記録簿	A 4	1 部	—	
	・ 電子納品（CD-R等）	—	1 式	—	

- (注) 1 建築構造、電気設備及び機械設備の成果品は、建築総合の成果品に含めることができる。
- 2 製本形態は、業務担当員の指示による。